

1890年代後半期日本における内地産品・ 輸移入品間の市場競合*

— 曹達製造用・醤油醸造用塩市場を中心に —

前 田 廉 孝[†]

要 旨

日清戦後経営期に顕在化した日本内地産塩と輸移入塩の市場競合は、内地製塩業を対象とした産業保護政策が立案される要因になったと理解されてきた。こうした市場競合の実態について本稿は、1890年代後半期における曹達製造用塩・醤油醸造用塩市場を中心に再検討を加えた。そして、これまで互換関係にあると考えられてきた内地塩と輸移入塩は、産地ごとの品質差及び価格差と生産後も加工処理により品質を変化させることが可能な食塩の性質に起因し、その代替関係が複雑に変容していたことが明らかになった。

キーワード

内地塩, アジア産天日塩, ヨーロッパ産塩, 産業保護政策, 保護関税

* 本稿で用いた史料の閲覧に際し、国立公文書館、国文学研究資料館、(独)水産総合研究センター、北海道大学水産学部図書館、広島県立文書館、野田市立興風図書館、(財)塩事業センター塩業資料室、(財)高梨本家上花輪歴史館、慶應義塾図書館、ヤマサ醤油(株)よりご協力を頂いた。記して謝意を表したい。なお、本稿は慶應義塾経済学会報告会国際シンポジウム「戦前期日本帝国における産業発展と経済構想」(2013年7月27日、於：慶應義塾大学三田キャンパス)における研究報告を改稿したものであり、平成25年度慶應義塾学事振興資金(共同研究枠)「1930～40年代における国策会社と在華日系企業の資源調査・運輸調査」による成果の一部である。

[†] 西南学院大学経済学部経済学科講師 Mail: k-maeda@seinan-gu.ac.jp

問題の所在

本稿の課題は、戦前期内地⁽¹⁾における食塩輸移出入量の推移と輸移入塩消費の動向を数量的に考察し、先行研究において食塩を対象とした保護関税政策と専売制度が導入される要因になったと理解されてきた1890年代後半の輸移入塩消費拡大について実態面から再検証する点にある。

安政開港を転機とする日本の閉鎖的経済体系から開放的経済体系への移行は、日本国内市場における国内産品と輸入品との競争を顕在化させた。開港後において、居留地貿易制度は非関税障壁としての役割を、また1870年代以降における銀貨下落は金本位制国から日本への輸入抑制効果をそれぞれ果たしたが⁽²⁾、それでもなおアジア産品を中心とする輸入品との競争は特定の国内産業を衰退へ追い込んだ。そして、例えば綿糸紡績業の発達過程における中国棉とインド棉の輸入拡大は国内棉花の栽培を、香港からの機械製精製糖輸入の本格化は在来白糖生産を、それぞれ衰退させた⁽³⁾。さらに、本稿が分析対象とする食塩と内地製塩業についても、日清戦後に「外国からの輸入塩が比較的良質で、且つ、価格も安いというところから、国内の製塩業者は、将来に向けての塩業の有り方を如何にすべきか、対処することを迫られ⁽⁴⁾」たことから、内地製塩業を対象とする産業保護政策が実行されたと先行研究は捉えてきた。

例えば、加茂詮氏は政府が1899年関税込率法により「輸入塩に課税して内地塩の保護をはか⁽⁵⁾」ったと指摘した。また塩専売制度に焦点を当てた諸研究は、

-
- (1) 本稿で「内地」（以下、括弧略）とは、日清戦争以前における日本の領土を示す。なお、戦前期日本の貿易統計を加工しようとする場合、貿易当事国である日本の領土範囲の同一性を一貫させるために、台湾、朝鮮、樺太、南洋群島の取扱方法を予め定めておく必要がある（行沢健三・前田昇三『日本貿易の長期統計』同朋舎、1978年、30-34頁）。本稿では、輸移入品と内地産品との内地市場における競争関係に焦点を当てることから、貿易当事国の範囲を先述した定義に基づく内地に限定した上で考察を進める。
 - (2) 杉山伸也「国際環境と外国貿易」梅村又次・山本有造『日本経済史3 開港と維新』岩波書店、1989年、187-191頁。
 - (3) 高村直助『再発見明治の経済』塙書房、1995年、101-102頁。
 - (4) 伊丹正博「塩専売制施行期の香川県塩業」『香川の塩業の歩み』日本たばこ産業株式会社高松塩業センター、1991年、55頁。
 - (5) 加茂詮『近代日本塩業の展開過程』北泉社、1993年、6頁。

1905年に日露戦費の調達を主目的として導入された同制度が内地製塩業に対する産業保護効果を有したと主張してきた⁽⁶⁾。こうした主張の背景には、内地塩と輸移入塩は「基本的には互換性、代替性を持っている⁽⁷⁾」と捉え、双方が内地食塩市場で競合していたとの理解があった。その論拠として、枝吉清種氏は1895～97年に食塩輸入量が34倍に増加したことを⁽⁸⁾、山本明氏は1890年代後半の醤油醸造業で原料塩の内地塩から輸移入塩への切り替えが進行したことを指摘し⁽⁹⁾、日清戦後から食塩輸移入量の増加と輸移入塩消費の拡大が進展したことを明らかにしてきた。しかし、これら先行研究は3点の問題点を有する。

第1に、枝吉氏が利用した統計資料には重大な誤記が含まれる点である。枝吉氏が利用した『明治工業史化学工業編』には、1868～1912年における食塩輸入量が掲げられている。しかし、日本において食塩輸入量統計の作成が開始されたのは1896年であり、それまでは輸入額統計のみが作成されていた。そして上記『明治工業史』所収の食塩輸入量統計のうち1868～97年には、輸入額が輸入量として誤記されている⁽¹⁰⁾。つまり、枝吉氏が示した1895～97年における輸入量の高い伸びとは、輸入額の伸びを指していたのである。しかも、柴田一氏が指摘したように、1895～97年に食塩価格は著しく高騰していたから⁽¹¹⁾、輸入額の増加を直ちに輸入量の増加として理解することはできない。

第2に、醤油醸造業者による原料塩選択の基準を、同様に食塩を大量に消費した味噌醸造業者と比較すると、品質を重視する傾向にあった点である⁽¹²⁾。ま

(6) 山本明『「改良」より「専売」へ』『日本塩業の研究』（日本塩業研究会）第3集，1960年3月，145-186頁；関口二郎「専売制施行前に於ける塩専売論」『日本塩業の研究』第3集，187-202頁；河手龍海「明治専売の歴史的 성격について」『日本塩業の研究』第4集，1961年3月，73-100頁；三和良一「塩専売法の制定」『日本塩業大系近代（稿）』日本専売公社，1982年，629-686頁。

(7) 三和良一「塩専売制の実施」『日本塩業大系近代（稿）』，687頁。

(8) 枝吉清種「輸入塩供給源の時代性」日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系特論地理』日本専売公社，1976年，686頁。

(9) 山本『「改良」より「専売」へ』，160頁。

(10) 『明治工業史化学工業編』工学会・啓明会，1925年，804-805頁；『大日本外国貿易五十六年対照表』東洋経済新報社，1925年，185-186頁。

(11) 柴田一「塩業者の新組織」ナйкаイ塩業株式会社社史編纂委員会編『備前児島野崎家の研究』竜王会館・ナйкаイ塩業株式会社，1981年，257頁。

(12) 前田廉孝「明治後期商品取引所における定期取引」『歴史と経済』（政治経済学・経済史学会）第213号，2011年10月，29-30頁。

た、醤油醸造用塩は食塩の主要な消費用途であったものの、1900年代末においても合計食塩消費量に占める同塩の割合は3割程度であった⁽¹³⁾。したがって、醤油醸造業において輸移入塩の消費が拡大していたとしても、そのことから輸移入塩消費が全般的に拡大していたと捉えることはできない。

第3に、輸移入量の急激な変化を強調する一方で、輸移出の動向に対する関心が必ずしも高くなかった点である。輸移入量の増加が市場における内地産品と輸移入品間の競争を誘発したとするならば、内地市場のほかに内地産品と輸移入品双方の販路と成り得た（再）輸移出の動向にも着目し、輸移入と輸移出のバランスから当該財の貿易構造を明らかにした上で論じる必要がある。

以上3点の課題を踏まえ、内地食塩市場における内地塩と輸移入塩との競争関係を分析することは、内地産業に衰退の危機をもたらしたとされる輸移入の実態とそれへの政策的対応を明らかにする意義を有する。

日清戦後経営期において日本の貿易政策は、関税自主権の一部回復により、保護貿易主義的な傾向を強めた⁽¹⁴⁾。こうした政策転換のなかで、特定の財の流通を政府が独占的に担う政策であった塩専売制度は、先行研究に従えば、輸移入拡大に対する大規模な産業保護政策として位置づけられる。しかし、主に関税率設定を考察の俎上に載せてきた貿易政策史研究では、戦前期日本における輸入関税政策が原料に低税率、完成品に高税率を課す「通増的関税構造」を基調としていたことが指摘されてきたものの、製塩業を政策的に保護する動機は示されてこなかった⁽¹⁵⁾。そこで、まずは食塩の内地市場における内地産品と輸移入品間の競争関係の特徴を析出することで、日清戦後経営期に保護貿易主義的な傾向を強めた政府による輸移入防遏と内地産業保護を目的とした政策の形成過程の一端を明らかにしたい。以下には、本稿の構成を示す。

第1節では、戦前期における食塩輸移出量の推移を貿易統計により概観す

(13) 『塩専売統計表』大蔵省専売局、1931年、72-73頁。用途別食塩消費量統計の作成が開始されたのは1908年であり、本文に示したデータは1908～1912年における5ヶ年平均である。

(14) 杉山伸也『日本経済史』岩波書店、2012年、253頁。

(15) 山澤逸平「日本の工業化と保護貿易政策」『経済研究』（一橋大学）24巻1号、1973年1月、29-30頁。

る。さらに第2節では、日清戦後経営期に焦点を絞り、内地塩と輸移入塩の価格差と価格変動について検討する。そして、以上の検討を踏まえた上で、第3節では既往研究が注目してきた1890年代後半における輸移入塩の消費動向について曹達製造用塩と醬油醸造用塩を中心に検討を進めていきたい。

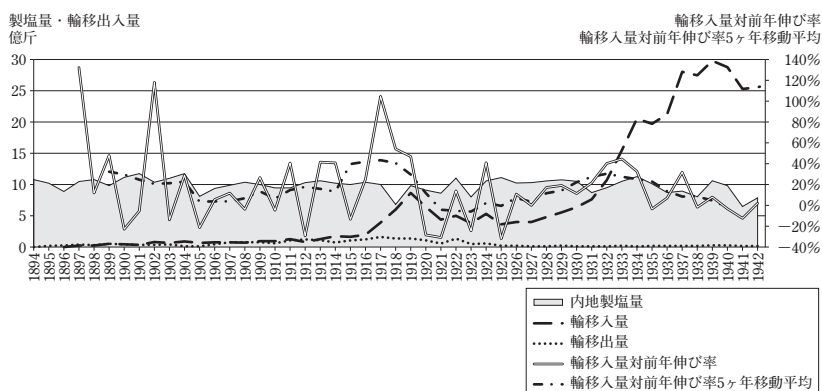
1. 内地製塩量及び食塩輸移出入量の推移

(1) 輸移入と輸移出のバランス

図1には、戦前期における内地製塩量と輸移出入量を両統計が判明する1942年まで示した。なお、先述したように輸移入量統計の作成が開始されたのは1896年であったことから、1895年までの同量は不明である。

図1より内地製塩量は、1896年、1905年、1918年、1921年、1923年、1931年、1936～38年に大きく減少したものの、総じて10億斤程度で推移したことが確認できよう。それに対して輸移入量の変動幅は大きく、1910年代後半に1919年を

図1 内地製塩量・輸移出入量の推移（1894-1942年）



資料)『農商務統計表』農商務省、各年版；『大日本外国貿易四十一年対照表』大蔵省印刷局、1909年、52、155頁；『台湾外国貿易十五年対照表』台湾総督府民政部、1911年、29頁；『塩専売事業年報』大蔵省主税局、各年版；『専売局年報』大蔵省専売局、各年版；『執務参考書昭和十七年度』大蔵省専売局、1943年（助塩事業センター塩業資料室所蔵、004815）より作成。

注1) 1905年以降は年度を示す。なお、1905年度のみ6月を始期とする。

注2) 1894-95年における輸移入量は不明である。

頂点とする急激な増加を遂げ、1920年代前半には1919年の約5割にまで減少した。しかし、1920年代後半に再び増加へ転じ、1932年に内地製塩量を凌駕すると、1939年には内地製塩量の約3倍に達した。このように戦前期における食塩の生産及び貿易の趨勢を概観すると、先行研究において輸移入量の急増が強調されてきた日清戦後経営期は、輸移入量対前年伸び率が高水準で推移した時期ではあったが、内地製塩量と比較すると輸移入量そのものは未だに少なかったと言えよう。このことについて、輸移入量が第1回目の頂点を迎えた1919年までを対象に生産・貿易統計からより詳細な分析を加えよう。

表1には、1896年から1919年までを対象に、図1へ掲げた諸統計の詳細と食塩の消費量及び原産地別輸移入量を示した⁽¹⁶⁾。なお、戦前期における塩専売制度の下では、台湾など日本勢力圏下にあった地域から内地へ輸移入された食塩を「近海塩」、それ以外の地域からの輸入塩を「遠海塩」と称していたことから、その区分に従って原産地別輸移入量を示した。

表1より、塩専売制度導入以前における食塩輸移入について検討すると、1901年までは輸移入量と輸移出量が拮抗し、入超が恒常化したのは台湾塩移入量が増加した1902年以降であったことが指摘できよう。先行研究は1890年代後半における輸移入量の急増を強調してきたが、一方で輸移出は輸移入に匹敵する規模を有したため、1901年までは輸移入超過の定着化には至らなかったのである。但し既往研究は、内地からの輸移出は「台湾塩の輸出による」と想定した上で、「内地塩は積極的に海外市場を開拓する条件を備えておらず、政府の保護のもとで、外塩・台湾塩の流入を阻止するのが限界であった」と指摘してきた⁽¹⁷⁾。この指摘についても、貿易統計から再検討を加えておこう。

1899年と1901～03年の計4ヶ年については再輸移出量が判明する。この4ヶ年における合計再輸移出量は188万斤で、同期間合計輸移出量1億6,352万斤のうち1.1%を占めたに過ぎなかった⁽¹⁸⁾。このように、輸移出塩のほぼ全量が内

(16) 本節及び次節では、中華民国成立を挟む時期を扱うことから、清国及び中華民国を総称する語として「中国」を用いる。なお、第3節は中華民国成立期以前に焦点を絞ることから「清国」を用いる。

(17) 柴田一「明治期における食塩市場と塩業界の動向」『日本塩業の研究』第9集、1966年3月、81頁。

表1 内地製塩量・輸移入量・消費量・原産地別輸移入量の推移 (1896-1919年)

千斤	内地製塩量		輸移入量		消費量		輸移入依存率		原産地別輸移入量 (遠海塩)				原産地別輸移入量 (近海塩)						
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	イギリス	ドイツ	中国	その他・不明	(E)/(B)	(F)/(B)	台湾	関東州	青島	合計 (F)	(F)/(B)
1896	889,954	12,671	25,898	876,727	1.4%	876,727	1.4%	12,671	(内訳不明)	—	—	—	—	12,671	—	—	—	(不明)	(不明)
1897	1,050,276	29,338	36,888	1,042,726	2.8%	1,042,726	2.8%	29,338	652	4,553	16,133	7,999	(不明)	29,338	—	—	—	(不明)	(不明)
1898	1,082,046	32,530	39,512	1,085,064	3.0%	1,085,064	3.0%	32,530	389	22,110	3,437	6,595	32,530	—	—	—	—	—	—
1899	987,874	48,543	39,062	997,355	4.9%	997,355	4.9%	13,203	29	3,842	7,702	1,631	13,203	—	—	—	—	—	—
1900	1,120,483	36,965	50,354	1,077,094	3.3%	1,077,094	3.3%	15,640	6,611	3,574	5,106	168	15,640	—	—	—	—	35,340	73%
1901	1,174,524	35,166	38,219	1,171,471	3.0%	1,171,471	3.0%	13,203	8,077	0	554	168	13,203	—	—	—	—	21,325	58%
1902	1,039,643	76,824	41,508	1,074,959	7.1%	1,074,959	7.1%	18,636	5,949	6,050	6,022	614	18,636	—	—	—	—	26,367	75%
1903	1,101,105	65,647	44,734	1,122,018	5.9%	1,122,018	5.9%	33,839	14,048	3,365	5,545	10,881	33,839	—	—	—	—	58,188	76%
1904	1,175,435	84,440	13,015	1,246,860	6.8%	1,246,860	6.8%	34,521	15,695	5,086	667	13,072	34,521	—	—	—	—	49,919	59%
1905	810,408	65,891	8,436	867,863	7.6%	867,863	7.6%	7,344	8,621	3,270	—	685	12,577	—	—	—	—	41,664	81%
1906	941,291	69,707	42,629	968,369	7.9%	968,369	7.9%	8,617	3,249	3,994	—	101	7,344	—	—	—	—	43,417	89%
1907	989,686	77,875	82,742	984,819	7.9%	984,819	7.9%	5,927	5,161	3,454	—	2	8,617	—	—	—	—	57,185	89%
1908	1,038,049	74,358	67,391	1,045,016	7.1%	1,045,016	7.1%	3,958	55	5,857	—	16	5,927	—	—	—	—	26,981	92%
1909	994,976	94,533	69,516	1,019,993	9.3%	1,019,993	9.3%	694	34	3,893	—	30	3,958	—	—	—	—	50,629	96%
1910	946,192	89,551	53,053	982,690	9.1%	982,690	9.1%	17,522	22	671	—	—	694	—	—	—	—	55,850	99%
1911	949,233	126,556	104,905	970,884	13.0%	970,884	13.0%	9	17,522	1	—	—	17,522	—	—	—	—	62,999	86%
1912	1,033,445	87,968	129,023	992,390	8.9%	992,390	8.9%	23	7	—	—	—	9	—	—	—	—	52,202	100%
1913	1,066,410	124,691	113,785	1,077,316	11.6%	1,077,316	11.6%	42	21	2	—	—	23	—	—	—	—	60,660	100%
1914	1,018,177	175,728	70,885	1,232,020	15.6%	1,232,020	15.6%	40	31	—	—	—	31	—	—	—	—	93,700	100%
1915	995,268	149,905	108,983	1,036,190	14.5%	1,036,190	14.5%	18	2	—	—	—	42	—	—	—	—	90,569	100%
1916	1,034,139	188,750	112,018	1,110,891	17.0%	1,110,891	17.0%	13	18	—	—	—	130	—	—	—	—	106,239	100%
1917	1,004,300	382,006	170,369	1,215,667	31.4%	1,215,667	31.4%	1,626	13	—	—	—	1,803	—	—	—	—	148,293	100%
1918	672,008	585,823	139,532	1,228,299	52.8%	1,228,299	52.8%	11,588	1,626	—	16,200	17,680	35,505	—	—	—	—	128,532	94%
1919	981,686	876,744	143,585	1,714,845	51.1%	1,714,845	51.1%	335,365	11,588	—	—	335,365	346,953	—	—	—	—	38,088	60%

資料)「農商務統計表」農商務省、各年版；「大日本外国貿易年表」大蔵省印刷局、各年版；「本邦輸入塩累年表」大蔵省専売局、各年版；「専売局年報」大蔵省専売局、各年版；「台湾外国貿易十五年対照年9月(国文学研究資料館所蔵、232/1000169)」；「塩専売事業年報」大蔵省主税局、各年版；「専売局年報」大蔵省専売局、各年版；「台湾外国貿易十五年対照表」台湾総督府民政司、1911年、18頁；台湾の塩業」台湾總督府専売局、1937年、136頁より作成。

注1) 1905年以降は年度を示す。なお、1905年度のみ6月を始期とする。

注2) 「一」は輸移入量がゼロであることを、「0」は輸移入量がゼロでないものを500斤未満であることを示す。

注3) 「輸移入量」と「輸移入量」については、双方を比較した上で多い側に網掛を施した。したがって、網掛が「輸移入量」に施されている場合は「輸移入量」に施されている場合に入超であったことを示す。

注4) 「消費量(D)」は(内地製塩量+輸移入量-輸移入量)により算出した。

注5) 1899-1900年の台湾塩移入量については台湾高内地向移入用塩販売量を示した。

地塩であった点において先行研究の想定は誤りであった。しかしながら、1896～1904年における輸移出量は内地製塩量の3.3%に過ぎず、たしかに内地塩が販路として海外市場を開拓することはできていなかった。この原因について、上記期間の合計輸移出量のうち32.9%を占めた朝鮮と66.7%を占めた沿海州における内地塩消費の動向について確認しておこう⁽¹⁸⁾。

朝鮮向け輸出が拡大し得なかった原因については、田中正敬氏が詳細な検討を加えている。その原因として田中氏は、第1に内地塩が朝鮮塩より品質面で劣ったこと、第2に「巧ニ量目ヲ盗ミ初メハ一俵四斗六升入ノモノヲ今ハ四斗入トナシ之ヲ五斗入ト称シテ韓商ニ売渡ス⁽²⁰⁾」などの日本人商人による不正な商行為が横行したことを挙げている⁽²¹⁾。さらに、1902～03年頃より朝鮮では低廉な清国塩の輸入量が増加した⁽²²⁾。この清国塩に内地塩は朝鮮市場で価格競争を強いられ、1899～1901年に年平均1,499万斤であった朝鮮向け輸出货量は、1902～04年に991万斤へ減少した⁽²³⁾。

また、沿海州で輸出塩は漁業で用いられる魚類塩蔵用塩として消費された⁽²⁴⁾。こうした用途には、「溶解迅速」な粉末状の内地塩が好まれ、1909年においても「未タ外国塩ノ熱望ヲ高ムルニ至ラサリキ」状況であった。しかし、そもそも日露漁業条約が締結された1907年までの沿海州漁業は「密漁正漁ト相半ハシ、使用塩ニ関スル注意未タ深キニ至ラ」ず、同地域における魚類塩蔵用塩需要が拡大したのは、北米向け魚類輸出の増加と漁船の動力化が進展した1910年代以降であった⁽²⁵⁾。このように、1900年前後において朝鮮及び沿海州を中心とした海外市場が内地塩の主要な販路に成長することはなかったのである。

(18) 『第一回塩専売事業年報』大蔵省主税局、1906年、112-114頁。但し、輸移出量に占める再輸移出量の割合は年による変動が大きく、同割合は1899年1.1%、1901年0.8%、1902年0.2%、1903年2.4%であった。

(19) 『第一回塩専売事業年報』、113-114頁。

(20) 『明治二十九年中釜山港貿易年報摘要』『輸出入重要品要覧食塩』農商務省水産局、1898年、48-49頁。

(21) 田中正敬「統監府の塩業政策について」『一橋論叢』115巻2号、1996年2月、138-139頁。

(22) 石橋雅威『朝鮮の塩業』朝鮮総督府専売局、1937年、21頁。

(23) 『第一回塩専売事業年報』、113-114頁。

(24) 『輸出入重要品要覧 食塩』、78頁。

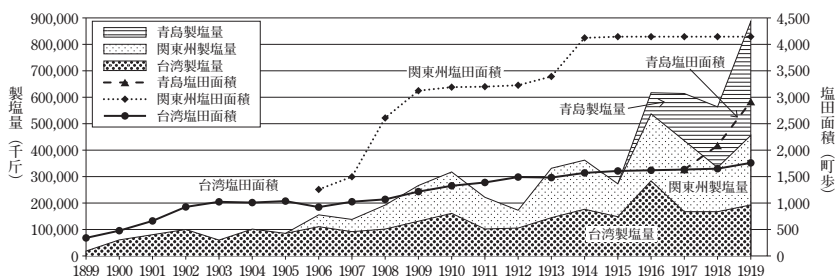
(25) 『専売叢書第六巻樺太千島並露領亞細亞視察復命書』大蔵省専売局、1910年（北海道大学水産学部所蔵、578.92/Ok7/825）、170-171頁。

(2) 輸移入塩の産地

続いて表1より、輸移入塩の産地について2点指摘しておこう。第1は、一貫して輸移入塩の大半を近海塩が占めた点である。第2は、遠海塩輸入量は塩専売制度が導入された1905年から減少した点である。但し、1896年以降における輸移入依存率と輸移入量そのものの漸増傾向は、塩専売制度導入後も大きくは変化しなかった。これは、塩専売制度導入後には遠海塩輸入量の減少を上回る近海塩輸移入量の増加が生じたためであった。こうした近海塩輸移入量の増加は、台湾、関東州、青島における塩田面積の拡大により可能となった。図2には上記3地域における製塩量と塩田面積の推移を示した。

図2より、各地域とも日本による占領開始後に塩田面積が拡大し、それと共に製塩量も増加していたことが確認できよう。こうした塩田面積の拡大には、各地域の占領後に進出した日系製塩資本がその一翼を担っていた⁽²⁶⁾。但し、以上の検討は正規の輸移入のみを対象としているが、塩専売制度導入間もない時期には大規模な密輸入事案も発生していた。

図2 台湾・関東州・青島における製塩量及び塩田面積（1899-1919年）



資料)『青島塩業調査』大蔵省専売局，1920年（助塩事業センター塩業資料室所蔵，004122），53頁；『青島塩と関東州塩の今後』南満洲鉄道株式会社，1926年，20-21頁；『我が国に於ける塩の需給と関東州の塩業』南満洲鉄道株式会社，1926年，22，44-45頁；『台湾の塩業』台湾総督府専売局，1937年，121-122頁より作成。

注)製塩量は積み上げ面グラフである。また、1905年以前における関東州製塩量・塩田面積、1915年における青島製塩量、1916年以前における青島塩田面積は不明である。

(26) 渡辺惇「外地塩業と日本塩業」『日本塩業大系近代（稿）』日本専売公社，1982年，567-628頁；前田廉孝「戦前期台湾・関東州製塩業における日系資本の進出過程」『社会経済史学』（社会経済史学会）78巻3号，2012年11月，3-28頁。

(3) 密輸入の実態

1909年に大蔵省専売局は、ドイツ塩輸入取扱人を務めていたオットーライメルス商会が1907年から密輸入に手を染めていたことを突き止めた。オットーライメルス商会の手口は、同商会に勤めていた店員 広瀬金七に広瀬回漕店を開店させ、同店に作成させた虚偽の税関陸揚票を用いて輸入量を偽る方法であった。こうした方法が可能となったのは、ドイツ塩はバラ積みで輸送されたため、陸揚時に正確な計量ができなかったからであった。そこで、オットーライメルス商会と広瀬回漕店は、陸揚票に実際の積載量より約15%少ない輸入量を記載していた。さらに、オットーライメルス商会はドイツ塩の取引先であった東京市の塩商人 安部林右衛門に以上の手口を教え、安倍は自らが関東州で経営した満韓塩業(株)を通じて関東州塩を密輸入した。関東州塩もバラ積みで輸送された上に、満韓塩業(株)が輸出船への積み込みを実施していた貔子窩は最寄り駅の満鉄普蘭店駅から陸路2日を要するほどの遠隔地であったため、関東都督府による取締も徹底していなかった。そして、満韓塩業(株)による関東州塩輸入では、実際の積載量が輸入申請量より80%多い場合もあった⁽²⁷⁾。以上の密輸入へ対処するために大蔵省は、1910年にオットーライメルス商会の輸入許可量を大幅に引き下げ、満韓塩業(株)の輸入取扱人指定を取り消した⁽²⁸⁾。

このように、前掲の図表に示した輸移入量より実際の輸移入量はさらに多かった。しかしながら、密輸入の存在を勘案したとしても、内地における食塩需要の大半が内地塩によりまかなわれていたことには変わりはないと考えられる。例えば1909年において、ドイツ塩が全て申告量より15%多く輸入され、同年に1,000万斤の輸入許可を受けていた満韓塩業(株)による輸入量が申告量より全て80%多かったとした場合、輸移入量は11%増加して約1億300万斤となる。しかし、その場合でも、輸移入依存率は表1に示した9%から10%へ1%増加するに過ぎず、内地における食塩需要が主に内地塩で満たされていた状況には変わりはない。それでは次に、これら輸移入塩と内地塩の競合関係について価格面から検討しよう。

(27) 「過剰塩問題」『東京朝日新聞』1909年6月25日；「独逸塩大脱税」『東京朝日新聞』1909年8月26日；田中国隆「塩とともに五十年」『専売』（日本専売公社）81号，1955年9月，115頁。

(28) 『関東州の塩業』関東都督府民政部，1912年，18-19頁。

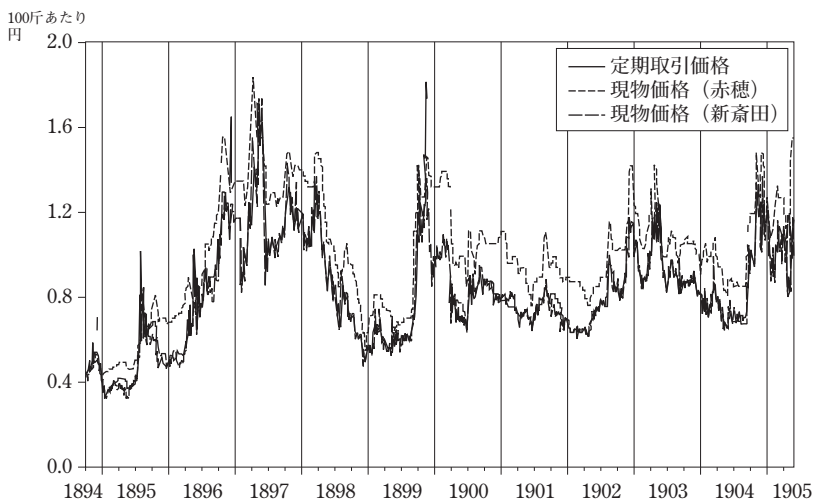
2. 内地塩と輸移入塩の価格

(1) 価格差

図3には、東京市場における食塩価格を日次で把握できる1894年10月から塩専売制度導入の前月である1905年5月までについて、東京商品取引所食塩定期取引価格、赤穂塩現物市中価格、新斎田塩現物市中価格を示した。

図3より、いずれの内地塩価格も激しく変動し、とりわけ内地製塩業が凶作に陥った1896～97年、1899年、1902年に急騰したことが確認できよう。こうした価格急騰は、例えば1898年に「本年は春來雨晴順を得て採鹹上大に好都合にして製塩も亦捗取り為に期せずして塩価は漸次低落⁽²⁹⁾」と報じられたように、翌年以降に内地製塩量が平年並みの水準へ回復したことで収束した。但し、同時代には価格下落の一因を食塩輸移入量の増加に求める見方も存在した。

図3 東京市場における食塩価格の推移（1894年10月—1905年5月）



出典) 前田廉孝「明治後期商品取引所における定期取引」『歴史と経済』（政治経済学・経済史学会）213号，2011年10月，34頁（第2図）。

原資料) 『中外商業新報』1894年10月2日—1905年6月1日より作成。

(29) 「外塩」『香川新報』1898年7月26日。

例えば、代表的な醤油産地であった千葉県海上郡銚子町の醤油醸造業において明治20年代後半には隔絶的な地位を誇ったヤマサ醤油は、1897年5月以降の価格下落について「支那塩及独逸塩ノ多額輸入アリシモ下落ノ一原因ナリ⁽³⁰⁾」と分析していた。また1902年における食塩価格の変動について『東京経済雑誌』は、「数年以前の如く、単に内地塩の作不作にのみ依らざること、為り、外塩台湾塩の爲め牽制せらるゝ⁽³¹⁾」と報じていた。たしかに、1896～97年と1902年には、表1と図3からも明らかなように、食塩価格高騰と食塩輸移入量増加がほぼ同時に生じていた。そのため、食塩輸移入量が増加した原因も「我が邦塩価の暴騰したるが爲に外ならざるべく⁽³²⁾」と捉えられ、食塩価格の動向と食塩輸移入量の変化とは関連性を有すると考えられていたのであった。そこで、内地塩と輸移入塩の価格を比較しておこう。

塩専売制度導入前における内地塩と輸移入塩の価格を時系列的に比較可能な統計資料は、管見の限りでは存在しない。そのため、先行研究では断片的な史料から一時点における価格の比較が為されるに留まった⁽³³⁾。しかし、両塩の価格を比較する上で、一方の内地塩価格は激しく変動していたことが図3より明らかになったにも関わらず、輸移入塩価格と一時点のみで比較することは適切ではないと言えよう。こうした史料上の制約を克服するために、本稿では醤油醸造業者の原料塩調達価格を用い、内地塩と輸移入塩の価格差を検討したい。

表2には、千葉県東葛飾郡野田町における国内有数の大規模醤油醸造業者 高梨兵左衛門家（現・キッコーマン株）の原料塩調達価格を1894年から1917年までについて示した。なお、1917年に高梨家は野田町周辺の醸造業者7家と合同して野田醤油株を設立したため、表2を作成するにあたって利用した高梨家文書には1918年以降に関する史料が含まれず、1918年以降については明らかにできない。また1917年までについても、価格不明の場合が多いため、他の

(30) 「営業要事録」1897年（ヤマサ醤油株所蔵、ヤマサ文書 A505）。

(31) 「食塩の将来」『東京経済雑誌』1161号、1902年12月6日、1087頁。

(32) 「製塩問題」『東京経済雑誌』931号、1898年6月11日、1235頁。

(33) 例えば、柴田「明治期における食塩市場と塩業界の動向」は、1898年に農商務省が主催した塩業調査会の議事要録から1896年時点の価格を引用し、内地塩よりドイツ塩と清国塩が安価であったことを指摘している（54頁）。

表2 高梨兵左衛門家原産地別原料塩調達価格（1894-1917年）

	内地塩		イギリス塩		ドイツ塩		中国塩		台湾塩		関東州塩	
	価格	対内地塩 価格差	価格	対内地塩 価格差	価格	対内地塩 価格差	価格	対内地塩 価格差	価格	対内地塩 価格差	価格	対内地塩 価格差
1894	0.51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1895	0.63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1896	0.98	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1897	1.38	1.74	0.36	1.49	0.11	0.82	▲0.56	—	—	—	—	—
1898	1.13	—	—	—	—	0.74	▲0.39	—	—	—	—	—
1899	0.77	—	—	0.89	0.12	—	—	—	—	—	—	—
1900	1.09	1.18	0.09	1.16	0.07	0.76(*1)	▲0.33	—	—	—	—	—
1901	0.95	1.20	0.25	1.16	0.21	0.98	0.03	0.92	▲0.03	—	—	—
1902	0.97	1.11	0.14	1.10	0.13	0.65(*1)	▲0.32	0.81	▲0.16	—	—	—
1903	1.10(*2)	1.10	0.00	—	—	0.77	▲0.33	0.89	▲0.21	—	—	—
1904	1.16	1.16	0.00	—	—	—	—	1.05	▲0.11	—	—	—
1905	2.49(*3)	1.38	▲1.11	—	—	—	—	1.70	▲0.79	—	—	—
1906	2.93(*3)	2.00	▲0.93	1.99	▲0.94	1.45	▲1.48	2.27(*4)	▲0.66	2.31(*4)	▲0.62	—
1907	2.94	3.16	0.22	—	—	—	—	2.36(*4)	▲0.58	2.35(*4)	▲0.59	—
1908	2.78	3.35	0.57	—	—	—	—	2.75	▲0.02	—	—	—
1909	2.77	3.08	0.32	—	—	—	—	2.45	▲0.31	2.46	▲0.31	—
1910	2.71	—	—	3.20	0.50	—	—	2.47	▲0.24	2.58	▲0.13	—
1911	2.48	2.95	0.47	—	—	—	—	2.65	▲0.17	2.05	▲0.43	—
1912	2.56	2.99	0.43	—	—	—	—	2.27(*4)	▲0.29	2.59	0.03	—
1913	2.68	—	—	—	—	—	—	2.10(*4)	▲0.58	2.54	▲0.14	—
1914	2.55	—	—	—	—	—	—	2.23	▲0.33	2.32	▲0.24	—
1915	2.58	—	—	—	—	—	—	2.20	▲0.37	2.24	▲0.34	—
1916	2.50	—	—	—	—	—	—	2.22	▲0.28	2.28	▲0.22	—
1917	2.76	—	—	—	—	—	—	2.38	▲0.38	2.56	▲0.21	—

資料)「醤油萬覧帳」各年版(助高梨本家上花輪歴史館所蔵高梨家文書)より作成。

注1) 上記資料から価格を明らかにできない年については、他の資料により補い、該当部分には(*)を付した。依拠した資料は以下の通りである。

(*1)【化学工業用塩-関スル参考資料】大蔵省専売局, 1917年(慶應義塾図書館所蔵, 6S/53/1), 4-5頁。

(*2)【塩専売史】大蔵省専売局, 1915年, 182-183頁(赤穂塩東京卸売価格を1石=170斤として単位換算)。

(*3)【塩専売史】大蔵省専売局, 1915年, 1257頁。

(*4)【塩専売統計表】大蔵省専売局, 1931年, 53頁(各年末時点上等塩一般定価売渡価格)。

注2) 高梨家による調達価格に、東京-野田間の輸送費は含まれていない。

注3) 「-」は高梨家による調達実績が無く、また他の資料により補うことも困難であり、価格が不明であることを示す。

資料を併用することで適宜補った。

表2より2点指摘できよう。第1に、塩専売制度導入前における各輸移入塩の対内地塩価格差の推移に共通した変動傾向は確認できないことである。つまり、当該期において食塩の価格は原産地別に形成される傾向が強く、各塩相互の代替性には限界があったと考えられよう。たしかに、先に確認したように、同時代には内地市場における食塩価格の推移と食塩輸移入量の変化との間には関連性が存在すると捉えられていたことから、食塩輸移入量の増加に食塩価格の高騰を抑制する効果があったことは否定できない。しかしその効果は、上記の点と表1で確認した輸移入依存率の低さを踏まえれば、限定的な程度に留

まったと評価すべきであろう。内地塩価格は、依然として内地製塩業の豊凶を主たる変動要因としていたのであった。

第2に、内地塩よりイギリス塩とドイツ塩は高価格、中国塩と台湾塩、関東州塩は低価格であったことである。これら食塩の品質を示す主要指標であるNaCl（塩化ナトリウム）含有率は、イギリス塩・ドイツ塩97%、中国塩78%、台湾塩84%、兵庫県産赤穂塩78%、瀬戸内地方産新斎田塩72%であった⁽³⁴⁾。したがって、内地塩と比較すると、ヨーロッパ産塩は高価格であった一方で遙かに高品質であり、中国塩及び台湾塩はやや高品質であったにも関わらず低価格であった。さらに、内地塩は価格が高騰した1897～98年以降に品質の悪化傾向が顕著となっていた。それは、同時期から製塩家が「純塩ニ灰白色ノ悪塩ヲ入レ甚シキハ土砂其他ノ物ヲ混入シ以テ斤量ヲ左右シ需用者ヲ瞞着セントスルニ至⁽³⁵⁾」ったためであった。つまり、内地製塩業の凶作に起因する内地塩価格の高騰に合わせて斤量を水増しすることで、製塩家は短期的な利潤を追求し、結果として内地塩の品質悪化が生じていたのであった⁽³⁶⁾。これにより、内地塩と輸移入塩との品質差が拡大していたのである。しかし、両塩の品質差と価格差の原因は、内地製塩業における粗製濫造のみに求めることはできず、根本的にはヨーロッパ、東アジア（中国・台湾）、内地でそれぞれ製塩法が異なっていた点にあった。ここで、各地域における製塩法の概略を示しておこう⁽³⁷⁾。

まず内地における製塩法は、生産工程が採鹹^{さいかん}と煎熬^{せんごう}の2工程から構成されていた。採鹹工程では細砂が散布された塩田を用いることで海水からNaCl含有率の高い鹹水^{かんすい}を生成し、煎熬工程で鹹水を煮詰めることで食塩を製した。この煎熬工程で用いる燃料には、瀬戸内から北九州を中心に18世紀後半以降は石炭が利用されていた⁽³⁸⁾。一方で、以上のように2工程を要した内地の製塩法とは

(34) 『塩業調査所試験成績報告（松永試験場ノ部）』農商務省水産局、1904年、531-533、537-539頁。

(35) 東京廻船食塩問屋仲買組合「建議」1898年4月（広島県立文書館所蔵、小野家文書8909/186）。

(36) 同様の指摘は、落合功「首都圏形成期における交通体系と塩輸送」『経済科学研究』（広島修道大学）3巻2号、2000年3月、56-57頁でも為されている。

(37) 各製塩法について詳細は、日本海学会・ソルトサイエンス研究財団編『海水の科学と工業』東海大学出版会、1994年、452-458頁を参照。

全く異なる製塩法が輸移入塩の産地では利用されていた。

中国、台湾、関東州では、粘土で築造した天日塩田へ海水を直接に引き込んだ上で天日によって結晶化する天日製塩法が利用された。同法は煎熬工程が無いことから燃料が不要であり、生産費を抑制できた。但し、天日塩は結晶表面に天日塩田の粘土が附着したために色相が鼠色を帯び、また結晶サイズも粗大であり、白色粉末状の内地塩とは異なる外観を有した。

またヨーロッパでは、現在に至るまで塩泉製塩法、溶解採鉱法、乾式採鉱法の3種の製塩法が利用されている。第1の塩泉製塩法は、自然湧出した天然鹹水を煎熬するため、採鹹工程を要さない。第2の溶解採鉱法と第3の乾式採鉱法は共に岩塩床から食塩を得る方法であり、前者は岩塩床に淡水を圧入することで鹹水を生成した後に煎熬し、後者は他の鉱物資源と同様に採掘することで食塩を得る。これらのうち煎熬工程を要する塩泉製塩法と溶解採鉱法では白色粉末状の食塩が生産可能な一方で、乾式採鉱法では結晶サイズが粗大な上に含有する酸化鉄やマンガンにより色相が赤色や黒色を帯びる場合もあるが、生産費の大幅な抑制が可能である。以上の製塩法が利用された各輸移入塩産地における食塩の生産費とそれら産地から内地までの輸送費を掲げたのが表3である。

いずれの輸移入塩も生産費は内地塩より低廉であり、天日製塩法が利用され

表3 内地塩及び輸移入塩の生産費・輸送費（1898年）

100斤あたり 単位：円	内地塩	イギリス塩	ドイツ塩	中国塩	台湾塩
生産費	0.88	0.54	0.57	0.40	0.23
仕出港		リバプール	ハンブルグ	香港	基隆
輸送費	(不明)	0.87	0.83	0.29	0.25
輸入価格		1.41	1.40	0.69	0.48
卸売価格	1.41	1.65	1.42	0.79	0.84
調査地	東京	横浜	横浜	横浜	横浜

資料)「輸入外塩及本邦塩価格比較」「内外産塩一石ノ価格比較」(「塩業調査会参考書」1898年9月(国文学研究資料館所蔵, 23Z1/00169))より作成。

注)内地塩については、岡山県児島郡味野町産塩のデータである。

た中国と台湾では内地の1/4～1/2程度であった。さらに、ヨーロッパ産塩の生産費も内地塩の6割程度であった上に、内地までの輸送において食塩は「船の底荷として、バラスの代用に使用せられ、殆無賃に近き運賃を以て運送せら⁽³⁹⁾」れたため、輸入価格は内地塩卸売価格と同水準であった。このように、内地で利用された製塩法は輸移入塩産地のそれより生産費の面において劣っていた。しかし、天日製塩、塩泉製塩、岩塩採掘などは、多雨多湿な気候であり、また塩泉と岩塩床が存在しない内地で行うことは困難であった⁽⁴⁰⁾。そこで、冒頭で示したように、自然的条件において比較劣位にあった内地製塩業を保護するために、食塩輸入に対する保護関税の賦課が要請されたと研究史上では理解されてきたのであった。たしかに、表1より関税が賦課された1899年に、遠海塩輸入量は前年の約4割にまで減少した。しかしながら、1902年から同量は再び増加し、翌1903年に1898年のそれを上回った。このような遠海塩輸入量の推移を踏まえると、1899年関税定率法に基づく輸入関税の保護関税としての効果を検討しておく必要があると言えよう。

表4には、日本内地を含む15カ国の100斤あたり食塩輸入関税額を示した。1899年から内地の食塩輸入に賦課された関税は、協定関税の対象外であったことから日本が自由に設定でき、従価10%と定められた。但し、従価税では「直段ヲ色々調ベル手数ガアル⁽⁴¹⁾」ことから実務上は従量税換算し、100斤あたり0.083円が賦課された。そこで表4は、諸外国の食塩輸入関税を従量税（100斤あたり）換算した上で通貨単位を円に統一して示した大蔵省作成の史料に依拠することで作成した。

表4より諸外国と内地を比較すると、内地の輸入関税額は相対的に低額であったことが確認できよう。なかでも19～20世紀転換期において財政収入の

(39) 華山儀一郎「特別定価塩に就て」『専売協会誌』42号、1916年2月（財塩事業センター塩業資料室所蔵、005675）、45頁。

(40) 小澤利雄「東および東南アジアの塩田製塩法の地域差について」『日本塩業の研究』第21集、1992年3月、95-100頁。但し、塩泉製塩は明治期以前において福島県南会津郡伊北村（現・只見町）などで行われた事例はあるが、いずれも零細な規模であり、1905年度における塩泉製塩法による合計製塩量は3,415斤に過ぎなかった（『第一回塩専売事業年報』、16頁）。

(41) 『塩業調査会議事要録』塩業調査会、1898年（独水産総合研究センター所蔵、A906-E2）、170-171頁。

表4 各国100斤あたり食塩輸入関税額（1904年）
 単位：円，課税対象品：粗製塩（但し，オランダのみ精製塩）

オーストリア	8.045	ドイツ	0.364	スイス	0.069
フランス	4.572	カナダ	0.333	デンマーク	0.051
アメリカ	3.209	ポルトガル	0.131	ノルウェー	0.001
ロシア	1.328	スペイン	0.090	イギリス	無税
オランダ	0.580	日本(内地)	0.083	ベルギー	無税

資料)『官報』内閣官報局，1898年9月26日；『各国塩制調査書』大蔵省主税局，1905年，28-80頁より作成。

注1)「オーストリア」は，オーストリア＝ハンガリー帝国を示す。

注2) オーストリアは輸入免許料を含む額を，オランダは精製塩にのみ関税を賦課していたことから精製塩関税額を，スペインは最高税額を，それぞれ示した。

13～18%を塩・煙草専売制度から得ていたオーストリア＝ハンガリー帝国の輸入関税は内地の約97倍に達し⁽⁴²⁾，また1794年に塩専売制度を廃止したフランスのそれも内地の約55倍に達した。さらに，表2より1899年前後における輸移入塩と内地塩の価格差を検討しても，関税賦課を原因とする顕著な価格差の変化は確認できず，1899～1904年に遠海塩として輸入量が最多であったイギリス塩に至っては価格差が縮小していた。したがって，関税賦課は輸入塩価格の変動に強く作用する要因ではなく，また1899年に農商務省も「輸入元価ニ現行法ノ一割ヲ加フルトキハ我食塩市場価格ヨリ低下ナル（略）若シ之ヲ二割トスレハ我食塩ノ市場価格ト略々均衡ヲ保タシムル⁽⁴³⁾」と認識していた。すなわち，1899年関税定率法に基づく食塩輸入関税は，実態として保護関税としての効果を有さず，農商務省自身も同効果を発揮するためには税率を現行の2倍へ引き上げる必要があると認識していたのであった。

以上で検討したように，第1に輸移入塩は内地とは全く異なる製塩法を利用して生産され，第2に遠海塩については輸入関税額が国際的な水準より低く抑

(42) Michael Pammer, "Public finance in Austria-Hungary, 1820-1913" in José Luís Cardoso and Pedro Lains, *Paying for the Liberal State*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010, p.148.

(43) 農商務省「内塩保護ヲ要スル理由」1899年（「外国ヨリ輸入スル粗製食塩ニ対シ税率一割ヲ増加シテ二割トナサントスルノ件」1899-1900年（国立公文書館所蔵，別00136100））。

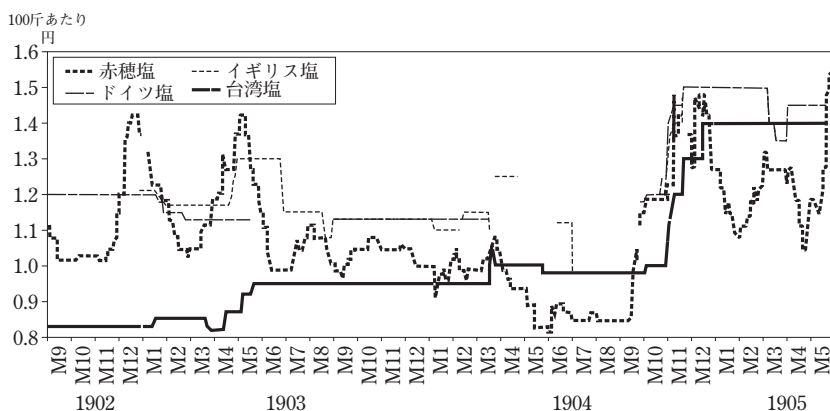
えられていた。これらの要因により、輸移入塩の価格は内地食塩市場において内地塩と競合可能な水準で推移したのであった。さらに、以上のうち第1の要因により輸移入塩の価格は、内地塩とは異なる変動傾向を有した。

(2) 価格変動

塩泉製塩もしくは岩塩採掘の場合、気象変化が生じても収量は安定していた。その一方で、内地の製塩法と天日製塩法は、採鹹工程もしくは結晶化の過程で降雨が生じた場合、製塩作業の中断を余儀なくされることで収量が減少した。とりわけ、内地製塩業では採鹹作業開始から煎熬終了までの生産期間が約2～4日と短期間であったことから、気象変化は直ちに収量を変化させ、内地塩価格の変動を激化させた⁽⁴⁴⁾。図4には、輸移入塩も含め食塩価格の推移を日次で把握できる1902年9月から塩専売制度導入前の1905年5月までにおける内地塩及び輸移入塩価格の推移を示した。

図4より、赤穂塩価格は輸移入塩価格より激しく変動していたことが確認できよう。一方で天日製塩法により生産されていた台湾塩は、1899年に台湾総督府が台湾塩専売制度を導入したことで台湾移出価格が公定制となっていたため、

図4 内地塩及び輸移入塩価格の日次推移（1902年9月－1905年5月）



資料) 『中外商業新報』1902年9月2日－1905年6月1日より作成。

(44) 中井貞吉『塩業通鑑』有隣堂書店、1913年、26、54頁。

価格変動は総じて穏やかであった。

以上の本節における考察から、第1にヨーロッパ産塩は内地塩より高品質であったこと、第2にアジア産天日塩は内地塩よりやや高品質かつ低価格であったこと、第3に輸移入塩は内地塩より価格変動が安定的であったことが明らかになった。このように、各輸移入塩は価格と品質の双方もしくは一方において内地塩への優位性を有した。そして、こうした輸移入塩が内地で取引されるようになったことは、消費者にとって内地市場で内地塩より安価もしくは高品質な食塩の調達が可能になったことを意味した。それにも関わらず、前節で確認したように、1901年まで食塩の輸移入量と輸移出量は拮抗し、内地における輸移入塩消費の拡大は限定的であった。その原因について、次節では輸移入塩の消費動向へ具体的に着目することで検討したい。

3. 輸移入塩の消費動向 — 1899年における工業用消費を中心に —

(1) 1899年農商務省による用途別食塩消費量調査

食塩消費に関する統計資料が整備された塩専売制度導入後とは異なり、同制度導入前における輸移入塩の消費動向を時系列的に把握できる統計資料は存在しない。そのため、冒頭に示した山本論文に代表されるように従来の塩業史研究では、野田醤油醸造業における輸移入塩調達など個別事例に依拠することで日清戦後経営期に輸移入塩消費が拡大したことを示そうとしてきた。しかし、1899年には農商務省が一般食用を除く工業用消費を対象に、輸移入塩も含む用途別食塩消費量を調査していた。この調査に関する報告書を農商務省は作成しなかったために既往研究では注目されてこなかったが、調査結果は『大日本塩業協会会報』に記事として収録されている⁽⁴⁵⁾。この調査結果より、輸移入塩が

(45) 但し、これまでも落合功「近代東京市場における流通機構の整備と塩流通」老川慶喜・大豆生田稔編著『商品流通と東京市場』日本経済評論社、2000年、81-114頁が、食塩消費量に占める醤油・味噌醸造用塩の割合が高かったことを示すため、本稿が利用する『大日本塩業協会会報』掲載の記事を利用している。しかし、落合氏は農商務省調査を1901年実施としているが、同年は『会報』に記事が掲載された年であり、調査実施年は1899年である。

表5 用途別輸移入塩消費量上位5府県(1899年)

千斤	鉱工業用			醤油醸造用			合 計								
	内地塩量	輸移入塩量	割合	合計量	内地塩量	輸移入塩量	割合	合計量	内地塩量	輸移入塩量	割合	合計量			
1	大阪	2,590	2,732	51%	5,322	千葉	17,497	4,931	22%	22,428	千葉	18,019	4,964	22%	22,983
2	東京	539	1,870	78%	2,409	三重	3,094	267	8%	3,361	大阪	5,418	2,732	34%	8,150
3	山口	3,999	1,566	28%	5,565	岐阜	1,518	170	10%	1,688	東京	4,135	1,966	32%	6,101
4	兵庫	867	903	51%	1,770	神奈川	10,432	147	1%	10,579	山口	8,069	1,566	16%	9,635
5	秋田	4,560	423	8%	4,983	東京	3,048	90	3%	3,138	兵庫	12,571	903	7%	13,474
合計		13,763	7,566	35%	21,329		152,870	5,969	4%	158,839		201,311	13,764	6%	215,075

資料)「普通食用外塩消費高」【大日本塩業協会会報】第49号, 1901年8月, 11-17頁より作成。

注1) 1石=170斤として単位換算した。

注2) 滋賀県, 宮崎県, 沖縄県は原資料に記載が無く, 不明である。

注3) 「合計」列には, 本表記載の「鉱工業用」「醤油醸造用」のほかに「味噌醸造用」「食用品製造用」も含めた。また「合計」行には, 6位以下の各用途別食塩消費量も合算した。

主に消費された鉱工業と醤油醸造業について, 用途別輸移入塩消費量上位5府県を示したのが表5である。

以上の調査は, その手順等を直接的に示した資料が管見の限りでは存在しないため, まずは調査方法について可能な限りの検討を加えておこう。

表5に示した内地塩と輸移入塩の各合計消費量を, 表1に示した内地製塩量及び輸移入量それぞれと比較すると, 後者に対する前者の割合は内地塩20%, 輸移入塩28%に過ぎないことが確認できる。一方で, 明治後期における一般家庭用塩消費量の合計消費量に占める割合は約3割であったと推定され, 一般家庭用を除く工業用消費量が合計消費量の7割程度を占めたと考えられる⁽⁴⁶⁾。それにも関わらず, 1899年農商務省調査結果における合計消費量は製塩量及び輸移入量の約2~3割に過ぎなかったことから, 同調査は標本調査であったと判

(46) 用途別食塩消費量統計の作成が開始された1908年から1912年までの5ヶ年における各用途別消費量の合計消費量に占める割合から算出した(『塩専売統計表』, 72頁)。但し, 1941年までの用途別消費量統計において一般家庭用塩は「漬物製造用」に含まれた。しかし, 1890年代後半は沢庵漬生産を中心とした漬物製造業の萌芽期であったものの, 依然として漬物は各家庭で自家生産されるケースが圧倒的に多い食品であり, 沢庵漬生産が専門化したのは昭和初期以降であったと考えられている(河野友美『新・食品事典8漬物』真珠書院, 1991年, 8頁; 渡辺嘉之「東京北郊地域における漬物業の展開」地方史研究協議会編『江戸・東京近郊の史的空間』雄山閣, 2003年, 197頁)。したがって, 明治後期における「漬物製造用」塩の大半は漬物製造業者ではなく一般家庭内で消費されたと考えられる。そこで, 1908~12年における合計消費量に占める「漬物製造用」塩消費量の割合が29%であったことから, 1899年における合計消費量に占める割合は一般家庭用塩約3割, 工業用塩約7割と推定した。

断できよう。ここで調査対象に含まれなかった代表的な事例としては、例えば昭和初期に至るまで農村部を中心として広範に展開されていた醤油や味噌の自給的な自家醸造が想定され⁽⁴⁷⁾、こうした零細規模の食品製造で用いられた原料塩消費は表5に含まれないと考えられるが、こうした推測以外に標本抽出の方法を明らかにできない点に本調査の限界がある。しかしながら、表1に示した輸移入依存率（消費量に対する輸移入量の割合）と表5に示した合計消費量に占める輸移入塩消費量の割合は、それぞれ5%、6%と近似した値を示している。したがって、調査結果の信頼性を大きく毀損する標本抽出の内地塩もしくは輸移入塩への著しい偏りは、全体的には生じていなかったと判断できよう。また、本調査が塩専売制度導入前における唯一の食塩消費量調査であった点において極めて貴重な資料的価値を有することから、さしあたり表5によって1899年における輸移入塩消費の動向を検討したい。

表5より、2点指摘できよう。第1に、輸移入塩は鉍工業と醤油醸造業で主に消費されていたことである。第2に、醤油醸造業で輸移入塩は全国的な醤油の産地であった千葉県において集中的に消費されていたことである。以上の考察より、輸移入塩消費の拡大は特定の用途と地域において限定的に進行していたことが確認できよう。次に、1890年代後半の鉍工業と醤油醸造業において限定的に輸移入塩が消費された要因について、それぞれ検討しておこう。

(2) 曹達製造業における輸移入塩消費

鉍工業では、とりわけ曹達製造業において苛性曹達（水酸化ナトリウム）や晒粉（次亜塩素酸カルシウム）など化学薬品の原料として輸移入塩が使用されていた。表6には、1897年の農商務省調査により、曹達製造業者の原料塩消費量を内地塩と輸移入塩に区分して示した。

1897年内地における食塩の輸移入依存率は約3%に過ぎなかったが（表1）、曹達製造業では原料塩の約半分を台湾、清国など安価なアジア産天日塩が占めていた。このように、曹達製造業者がアジア産天日塩を調達した動機について、

(47) 花井俊介「三蔵協定前後期のヤマサ醤油」林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館、1990年、345-351頁。

表6 業者別曹達製造用塩消費量（1897年）

量：単位千斤	工場 所在 府県	原料塩消費				合計	輸移入塩原産地	製造品
		内地塩 量	割合	輸移入塩 量	割合			
関東酸曹(株)	東京	1,688	50%	1,688	50%	3,375	台湾, 清国, 仏領インドシナ	苛性曹達, 炭酸曹達, 硫酸曹達, 晒粉, 塩酸
日本舎密製造(株)	山口	3,063	95%	169	5%	3,231	台湾, 清国	苛性曹達, 炭酸曹達, 晒粉, 塩酸
伊予晒粉(株)	愛媛	422	100%	0	0%	422		晒粉
大阪晒粉(株)	大阪	0	0%	1,800	100%	1,800	台湾	晒粉
硫酸晒粉製造(株)	大阪	97	15%	537	85%	634	台湾	晒粉
大阪硫酸(株)	大阪	0	0%	338	100%	338	清国	硫酸
	合計	5,270	54%	4,532	46%	9,800		

資料)「工業薬品製造原料塩消費額」1898年9月(「塩業調査会参考書」1898年9月(国文学研究資料館所蔵, 23Z1/00169))より作成。

注) 原資料には大阪アルカリ(株)の原料塩消費量も記載され、同社の年間消費量は131,813千斤とされている。1897年の内地における食塩消費量は1,042,726千斤(表1)であったから、以上の記載に従えば、同社1社で内地における食塩消費量の約13%を占めていたこととなる。しかし、曹達製造用塩消費量が合計消費量の12%に達したのは1927年であったから(「塩専売統計表」大蔵省専売局, 1931年, 72-74頁)、上記の大阪アルカリ(株)による原料塩消費量は過大と言わざるを得ない。そこで、本表作成にあたって同社の記述は除外した。

第1次大戦期まで日本における曹達製造業者の代表格に位置づけられていた関東酸曹(株)(現・日産化学(株))の事例から検討しておこう⁽⁴⁸⁾。

関東酸曹(株)は、1886年に大蔵省が東京府豊島郡王子村へ設置した王子硫酸製造所を前身とした。同所は、1890年から宮内省御料局佐渡支庁に移管されたが、1895年12月に御料局による事業整理と陸軍による軍需品自給を目的に硫酸製造部のみ陸軍省へ継承され、曹達と晒粉の製造部は廃止されることとなった。その際に、同所製の曹達と晒粉を販売していた松村清吉らが廃止対象とされた2事業の払い下げを受け、創立したのが関東酸曹(株)であった⁽⁴⁹⁾。

関東酸曹(株)は、創立直後から原料塩価格の高騰に直面した。1896年1月には100斤あたり0.5円台であった新斎田塩価格は、内地製塩業の凶作によって同年10月に2倍超の1.2円台へ達し(図3)、関東酸曹(株)は「価格非常ニ昂騰シ之ヲ使用スルモ到底収支相償ハサルニ至」った。そこで同社は清国塩の調達を開始し、翌1897年には台湾塩の調達も開始したのであった⁽⁵⁰⁾。こうした原料塩の内地塩からアジア産天日塩への切り替えにより、第1に生産費の抑制、第2に原

(48) 下谷政弘『新興コンツェルンと財閥』日本経済評論社、2008年、171頁。

(49) 山下三郎編『大日本人造肥料株式会社五十年史』大日本人造肥料株式会社、1936年、134-137頁；鎌谷親善『日本近代化学工業の成立』朝倉書店、1989年、225-230頁。

料塩の品質向上が可能であった。さらに、アジア産天日塩は内地塩より水分含有率が低い点でも曹達製造用塩として適していた。関東酸曹(株)が調達した原料塩の水分含有率は、内地塩約18~21%、台湾塩・清国塩約7~11%であった⁽⁵¹⁾。このように水分含有率が高かった内地塩を曹達製造業で使用する場合は、3ヶ月以上の貯蔵による脱水を要したが、輸移入塩の場合に脱水は不要であった。こうした脱水作業を必要としたのは、曹達製造に用いられたヨーロッパ製機械は水分含有率が低い岩塩の使用を前提に設計されていたからであった。

第1次大戦期以前の日本における曹達製造業では、18世紀にフランスで考案されたルブラン・ソーダ法が生産法として利用されていた。この方法では、食塩に液体硫酸を混合した上で加熱し、ソルトケーキ(硫酸ナトリウム)と塩酸を発生させることが第1の手順となっていた⁽⁵²⁾。しかし、岩塩の使用を前提に設計されていた混合装置へ脱水せずに内地塩を規定通り投入すると、「水分と苦汁が沢山含んでございますから、釜の容積に合はない」ため、「沸騰が甚しくして、洩も製造に堪へない」状態に陥った⁽⁵³⁾。そのため、内地塩は調達後一定期間の脱水を施さなければ原料塩として使用できなかった。その一方で台湾塩と清国塩は内地塩よりNaCl含有率が高く、また水分含有率が低かったことから、関東酸曹(株)は「外塩価格ヨリ常ニ一割五歩以上ノ安価^(マツ)⁽⁵⁴⁾」でなければ原料塩として内地塩を選択する利点は見出せないと判断した。そして、1897年より同社は台湾塩の継続的な調達に向けた取り組みを開始した。具体的には、大阪硫曹(株)、日本舎密製造(株)と3社共同で、貿易商の福井松之助(大阪)、寺田勝士(台湾)、東郷七之助(台湾)の3名に資金を前貸しすることで台湾塩を確保させ、同塩の安定的な調達を試みたのであった⁽⁵⁵⁾。

このようにアジア産天日塩は、内地塩よりNaCl含有率が高かった上に水分

(50) 「第三関東酸曹株式会社ニ於ケル調査」1898年9月(「塩業調査会参考書」1898年9月(国文学研究資料館所蔵, 23Z1/00169))。

(51) 「第三関東酸曹株式会社ニ於ケル調査」。

(52) 庄司務『日本曹達工業史改訂増補版』曹達晒粉同業会, 1938年, 37-38頁。

(53) 「塩業大会議事速記録」『大日本塩業協会会報』第22号, 1899年3月, 37頁。

(54) 「第三関東酸曹株式会社ニ於ケル調査」。

(55) 『輸出入重要品要覧食塩』, 94頁; 遠山景澄編『京浜実業家名鑑』京浜実業新報社, 1907年, 506頁。

含有率が低かった点で曹達製造用塩として適した性質を有し、しかも内地塩より安価であったことから、1899年には早くも鉱工業原料塩消費量の35%に相当する約760万斤の輸移入塩が使用されたのであった。その一方で醤油醸造業では、1899年に輸移入塩が約600万斤消費されたものの、その量は醤油醸造用塩の4%を占めたに過ぎなかった(表5)。また、千葉県で一極集中的に消費された点においても輸移入塩の消費拡大は限定的であった。このように曹達製造業と醤油醸造業とでは輸移入塩消費のあり方が異なった要因を明らかにするため、さらに千葉県における醤油醸造業者の輸移入塩消費について検討しよう。

(3) 醤油醸造業における輸移入塩消費

表7には、1896～99年におけるヤマサ醤油と高梨家の原料塩調達量を原産地別に示した。

表7より、醤油醸造業者の輸移入塩調達について2点の特徴を指摘できよう。第1に、山本氏が指摘したように野田町の高梨家は1897年から輸移入塩を調達していた一方で、銚子町のヤマサ醤油が輸移入塩を調達したのは食塩価格の高騰が収束した1899年以降においてであった。第2に、輸移入塩としてはアジア産天日塩のみを調達した曹達製造業者とは異なり、醤油醸造業者はイギリス塩、ドイツ塩などヨーロッパ産塩も調達していた。こうした特徴が生じたのは、アジア産天日塩の品質について醤油醸造業者が曹達製造業者とは異なる観点から評価を下していたためであった。

表7 業者別醤油醸造用塩調達量(1896-99年)

単位： 千斤	ヤマサ醤油						高 梨 家							
	内地		輸移入			総計	内地		輸移入				総計	
			ドイツ	量	割合				清国	イギリス	ドイツ	量		割合
1896	575	100%	—	—	0%	575	775	100%	—	—	—	0	0%	775
1897	767	100%	—	—	0%	767	230	42%	83	4	237	324	58%	554
1898	445	100%	—	—	0%	445	709	83%	141	—	—	141	17%	850
1899	483	91%	50	50	9%	533	824	80%	—	—	200	200	20%	1,024

資料) [ヤマサ醤油]「総勘定元帳」1896-97, 1899年(ヤマサ醤油㈱所蔵, ヤマサ文書 A483・A490・A550); [金銭出納帳] 1898年(ヤマサ文書 A531); ; [高梨家]「蔵入帳」1896, 1898-99年(「助高梨本家上花輪歴史館」所蔵, 高梨家文書5ADB40・5ADB66・5ADB59); [両蔵巻番式番(結東) 醤油萬覚帳] 1897年(高梨家文書5AAH41)より作成。

注1) 「—」は調達実績が無かったことを示す。

注2) 内地塩については、1俵=52.3斤として単位換算した。

天日塩は、「粘土並ニ塵芥ノ混入ヲ免ル、不能ニヨリ製塩中不少是レ等ノ夾雑物ヲ含有シ⁽⁵⁶⁾」ていたため、原塩を醤油の仕込に使用すれば粘土が諸味へ混入する恐れがあった。こうした食品原料としての品質上の欠陥を有した天日塩を醤油醸造業者が使用する場合には対策が必要となった。対策には、2通りの方法があった。第1は、仕込水に原料塩を混加して食塩水を生成する際に使用する桶に麻布または竹籠などを利用した濾過装置を取り付ける方法であった⁽⁵⁷⁾。第2は、天日原塩を溶解した上で夾雑物を除去し、煎熬によって再製する方法であった⁽⁵⁸⁾。したがって、醤油醸造業においてアジア産天日塩を原料塩として使用するためには、生産工程を部分的に変更する必要がある。さらに、アジア産天日塩は内地塩とNaCl含有率が異なったことから、従来と同じNaCl含有率の食塩水を生成するためには、仕込水に対する原料塩の投入量を調整する必要があった⁽⁵⁹⁾。しかし、醤油醸造業者が自身で原料の化学分析を実施できる体制を整えたのは、国内最大の醸造規模を誇ったヤマサ醤油ですら1902年以降においてであった⁽⁶⁰⁾。そのため、原料塩を内地塩からアジア産天日塩へ切り替えた上で、従来と同質の食塩水を生成することは容易でなかった。そこでヤマサ醤油は、原料塩としてアジア産天日塩を選択することはせず、「芳蔵ヲ赤穂ニ出張セシメ柴原九郎氏田渕新作氏等ノ塩業家ヨリ直接ニ買入」することで赤穂塩を調達し、結果として「品質モヨロシク柁目モ充分」であった⁽⁶¹⁾。しかも、その際における赤穂塩価格は100斤1.10~1.12円であり⁽⁶²⁾、同年に高梨家が東京から調達した内地塩の価格は平均1.38円であったから(表2)、産地直接取引によって価格の抑制も達成していたのであった。

一方で高梨家は、ヤマサ醤油とは異なり、1897年からアジア産天日塩を調達した。しかし、野田醤油醸造業において濾過装置付き桶の使用が開始されたの

(56) 大蔵省専売局「台湾関東州塩洗滌試験報告」大正期(大蔵省専売局「天日製塩ノ粉碎洗滌ニ関スル書類」大正期(助塩事業センター塩業資料室所蔵, 010919)), 19頁。

(57) 『野田銚子醤油業調査書』宇都宮税務監督局, 1912年?, 32-33頁。

(58) 橋本今朝七編『東京再製塩業史』東京再製塩業株式会社, 1939年, 30頁。

(59) 『台湾塩』小栗商店, 1903年, 1-62頁。

(60) 谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」林編『醤油醸造業史の研究』, 282頁。

(61) 「営業要事録」。

(62) 「総勘定元帳第一」1897年(ヤマサ文書A490)。

は1902年以降であり⁽⁶³⁾、また高梨家が加入していた野田醤油醸造組合が醸造試験所の開設により原料の化学分析に着手したのは1904年であった⁽⁶⁴⁾。そのため、1897～98年に清国塩を調達した高梨家が、夾雑物の除去と食塩水のNaCl含有率の管理を徹底することは困難であったと考えられる。そこで同家は、1890年代後半においては清国塩を低級品醤油の原料としてのみ使用した⁽⁶⁵⁾。

このように、1890年代後半の醤油醸造業者はアジア産天日塩について、品質的に内地塩を代替できる原料塩としては評価せず、あくまで内地塩の下級代替財として捉えていたのであった。しかし他方で、前節で確認したようにヨーロッパ産塩は、天日塩と同様の品質上の欠陥は有さず、なおかつNaCl含有率は90%台後半に達していた。そのため、1898年に農商務省はドイツ塩を中心としたヨーロッパ産塩について、「野田地方醤油醸造家ハ始メテ之ヲ用ヒンコトヲ企テ（略）其成績好良ナリシニヨリ一般醸造家ハ麼然之ニ赴キ爾後漸次外塩ヲ用フルニ至⁽⁶⁶⁾」^(ママ)と理解していた。しかし、ヨーロッパ産塩も内地塩とはNaCl含有率が異なることから、従来と同質の食塩水を生成することは容易ではなかった。そこで高梨家は、調達当初においてヨーロッパ産塩も低級品醤油の原料として使用し、使用法を模索していた⁽⁶⁷⁾。さらに、1890年代後半においてはヨーロッパ産塩も含む輸移入塩の調達そのものが「一般醸造家」では不可能であったと考えられる。

例えば高梨家は、栃木県下都賀郡藤岡町で醤油醸造を営んだ岩崎家が東京市深川区に設けた支店よりドイツ塩を調達していた⁽⁶⁸⁾。このドイツ塩を岩崎支店は横浜の中継業者 高木商店を経由してオットーライメルス商会から仕入れていたが、同商会は200万斤以上の注文が集まらない限りはドイツ塩を輸入しなかった。そこで岩崎支店は、岩崎本家（藤岡町）の使用分だけではなく、「他

(63) 『野田醤油株式会社二十年史』野田醤油株式会社、1940年、417頁。

(64) 『野田醤油試験所小史』野田醤油株式会社、1954年（野田市立興風図書館所蔵、100445485）、5-6頁。

(65) 前田廉孝「明治・大正期における食品製造業者の輸移入原料調達」『経営史学』（経営史学会）47巻2号、2012年9月、66頁。

(66) 「第二東京ニ於テノ調査」1898年9月（「塩業調査会参考書」）。

(67) 前田「明治・大正期における食品製造業者の輸移入原料調達」、66頁。

(68) 前田「明治・大正期における食品製造業者の輸移入原料調達」、67-68頁。

ノ同業者ヲ談ラヒ各需用ノ高ヲ取纏メ」ることでドイツ塩を注文していた⁽⁶⁹⁾。この岩崎家に高梨家は、遅くとも1880年代から大豆調達で深く依存し、両家は長期的な取引関係を構築していた⁽⁷⁰⁾。こうした大豆取引を通じた長期的関係を基盤に、高梨家と岩崎家はドイツ塩にまで取引関係を拡大させたと考えられよう。しかし、商人から大量の醤油原料を調達していた高梨家のような事例は、醤油醸造業者のなかでは取引の規模と方法において一般的ではなかった。

1910年代に至るまで、醤油醸造業者の9割以上は年間醸造量1,000石未満の小規模業者であり、年間醸造量20,000石超に達した高梨家と同規模の大規模業者は例外的な存在であった⁽⁷¹⁾。これら小規模醸造業を営んだのは主に農地を所有する地主であり、現物小作料として入手した大豆と小麦を原料に使用していた。さらに、醸造量増加を目的に原料を買い入れる場合にも、周辺の農家との直接取引に依っていた⁽⁷²⁾。このように原料調達の手段が限られていた大多数の小規模醸造業者が、高梨家と同様に、横浜の外商や岩崎支店に代表される取次商を経由しなければ入手不可能な輸移入塩の調達を迅速に実行することは容易でなかったと考えられよう。

小 括

これまで本稿では、内地食塩市場における内地塩と輸移入塩との競合について、1890年代後半を中心に考察してきた。これらの考察より明らかになったことは、以下の3点に集約できよう。

第1は、内地における食塩需要の9割以上は内地塩によって満たされていたことである。日清戦後経営期における内地の食塩輸移入依存率は7%以下と低く、とりわけ1890年代後半では5%未満に過ぎなかった。先行研究は1890年代

(69) 「第二東京ニ於テノ調査」。

(70) 前田「明治・大正期における食品製造業者の輸移入原料調達」, 60-62頁。

(71) 『野田醤油醸造組合の沿革』野田醤油株式会社?, 1919年? (助塩事業センター塩業資料室所蔵, 009750), 巻末附録; 「全国正油醸造統計」1925年(ヤマサ文書A436)。

(72) 花井俊介「転換期の在来産業経営」林玲子・天野雅敏編『東と西の醤油史』吉川弘文館, 1999年, 155-159頁。

後半以降に食塩輸移入量が増加したことを強調してきた。しかし、たしかに当該期の輸移入量対前年伸び率は高水準で推移したものの、依然として内地における食塩需要の大半は内地塩によって充足され、また輸移入による価格抑制効果も限定的な程度に留まった。

第2は、1899年から食塩輸入に課せられた関税は保護関税としての効果を有さなかったことである。日本の食塩輸入関税額は諸外国のなかでも低額であり、また輸入関税の賦課開始に伴う輸入塩価格の変化も生じなかった。

第3は、輸移入塩は価格と品質の双方もしくは一方において内地塩より優位にあったが、それでもなお1890年代後半における輸移入塩の消費は特定の用途と地域で限定的に進行したことである。輸移入塩は、曹達製造業と醤油醸造業を中心に消費され、なかでも曹達製造業では早くも1897年に原料塩の約半分をアジア産天日塩が占めた。しかし、千葉県を中心に輸移入塩が消費された醤油醸造業では、第1にアジア産天日塩が食品原料としての品質上の欠陥を有したこと、第2に大多数を占めた小規模醸造業者の原料調達手段が限られていたことにより、輸移入塩の迅速な調達が可能だったのは一部の大規模醸造業者に限られた。但し、醤油醸造業ではヨーロッパ産塩も調達された点に曹達製造業との相違点が見られた。

以上の考察結果から、輸移入塩の流通開始による内地塩と輸移入塩の市場競争が顕在化した日清戦後経営期は、それまで瀬戸内地方産塩を中心とする内地塩のみが流通していた内地食塩市場において重大な変化が生じた時期と捉えることができる。しかし一方で、輸移入塩消費の拡大は極めて限定的な範囲でのみ生じ、また1899年から関税率を自由に設定できた食塩に保護関税は賦課されなかった。したがって、保護貿易主義的な政策傾向が強まった日清戦後経営期においても、輸移入量の増加開始は内地産業を対象とした産業保護政策の立案へは直結しなかったことが示唆され、今後は塩専売制度導入の動機について再検討することも必要となろう。また、このように輸移入量の変化と政策の立案との間に時間差が生じた原因としては、消費者が輸移入品と内地品との品質差に適応する過程が介在していたことを指摘できる。但し、上記の過程が輸移入量増加の開始期に存在したことは、これまでも1890年代以降における外米輸

入の事例から指摘されてきた⁽⁷³⁾。しかし、食塩は再製や濾過などの加工処理により消費者側が品質を意図的に変化させることができたため、その内地市場における内地産品と輸移入品の競合関係は米穀より複雑に推移していた。

1890年代後半の内地食塩市場において内地塩と輸移入塩との間では、同質の財として全面的な競合関係は生じていなかったが、一方で市場のすみ分けも明確には確立していなかった。1890年代後半にアジア産天日塩は、曹達製造業では内地塩を代替しつつあったが、醤油醸造業では内地塩の下級代替財として位置づけられたに過ぎなかった。つまり、内地塩とアジア産天日塩との競合関係は、消費用途により異なったのである。しかも、こうした消費用途により異なる競合関係は、再製塩業の発展や濾過装置の普及など天日原塩の加工能力向上によって変化した。実際に、1901年からはヤマサ醤油も台湾塩の調達を開始し、1913年以降の高梨家は台湾塩を高級品醤油原料としても調達するようになったことが明らかにされている⁽⁷⁴⁾。つまり、内地塩とアジア産天日塩との競合関係は時期によっても変化したのであった。また、ヨーロッパ産塩は食品原料としての品質上の欠陥を有さなかったが、相対的に高価格であったことから、アジア産天日塩とは異なる用途で消費された。そしてヨーロッパ産塩は、醤油醸造用塩として内地塩と部分的に競合した一方で、アジア産天日塩とは消費用途が異なったことから、内地塩との間より相対的には市場がすみ分けられていた。

このように食塩の場合における内地産品と輸移入品との市場競合は、産地ごとの品質差及び価格差と生産後でも品質を変化させることが可能な食塩の性質に起因し、相互の代替関係が複雑な変容を遂げた点に特徴を有したのであった。

(73) 大豆生田稔『近代日本の食糧政策』ミネルヴァ書房、1993年、67-75頁。

(74) 長妻廣至「明治期銚子醤油醸造業をめぐる流通過程」『千葉史学』（千葉歴史学会）4号、1984年4月、118頁；前田「明治・大正期における食品製造業者の輸移入原料調達」、64-65頁。